

ご遺族のための

おくやみ手続きガイド

この度は、謹んでおくやみ申し上げます。

本ガイドは、死亡届の提出に伴って必要となる主な手続きのご案内です。
該当する項目がある場合は、受付窓口で手続きをしてください。

各手続きの詳細については、受付窓口にお問い合わせください。

《受付場所》 刈谷市役所 各受付窓口
富士松支所 オンライン窓口
市役所の各受付担当者とパソコン画面を通じて手続きすることができます。（一部の手続きを除く）

《受付時間》 午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

- ※ 本ガイドは、死亡時に刈谷市に住民登録していた方や刈谷市の行政サービスを受けていた方を対象とした手続き案内です。
- ※ 主な手続きのご案内となりますので、他にも手続きが必要な場合があります。
- ※ 来られる方の関係によっては、手続きに委任状が必要となります。

故人の住民登録（住民票）が刈谷市にあった場合は、該当する市役所での手続きを一覧にした「手続き案内」を個々に作成し、死亡届提出後2開庁日程度で、ご遺族の方宛てに発送します。
参考にしてください。

令和8年4月
刈谷市役所 市民課 おくやみ窓口
刈谷市東陽町1丁目1番地
電話：0566-93-5194

※戸籍及び住民票については、市民課へお問い合わせください。

市民課 市民係 電話：0566-62-1009

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	支所※
高齢福祉	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証の返還 介護保険料の精算 高額介護サービス費支給の手続き (該当の方)	・亡くなられた方の介護保険証 ・相続人代表となる方の振込先口座 がわかるもの	1階 長寿課 介護認定給付係 介護保険企画係 (0566-62-1013)	○
	タクシー料金助成利用券をお持ちの方	タクシー料金助成利用券返還手続き	タクシー料金助成利用券	1階 長寿課 高齢福祉係 (0566-62-1063)	○
	見守り安心機器等がある方	見守り安心機器等(機器、人感センサー及びケーブル・アダプター)の取り外しの手続き	見守り安心機器等一式		○
	おむつ費用助成利用券をお持ちの方	おむつ費用助成利用券返還手続き	おむつ費用助成利用券		○
	在宅ねたきり高齢者見舞金を受給している方	見舞金(未支給分)の確認	相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの		○
	後期高齢者福祉医療費の助成を受けている方	受給者証の返還手続き	後期高齢者福祉医療費受給者証(通称マル福)		1階 国保年金課 医療係 (0566-62-1207)
税	市・県民税が課税されている方	相続人代表者届出書の提出	相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)	2階 税務課 市民税係 (0566-62-1205)	○
	原動機付自転車(電動キックボード等含む)・ミニカー・小型特殊自動車を所有している方	名義変更または廃車の手続き	廃車する場合はナンバープレート	2階 税務課 税制係 (0566-62-1205)	○
	3輪・4輪の軽自動車・2輪のオートバイを所有している方	名義変更または廃車の手続き場所のご案内			○
	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方	相続人代表者届出書の提出	相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)	2階 税務課 土地係 家屋係 (0566-62-1008)	○
	未登記家屋を所有している方	未登記家屋名義変更承諾書の提出	・遺産分割協議書、戸籍謄本等 ※詳細は右記まで問い合わせください。	2階 税務課 家屋係 (0566-62-1008)	○
	市税を口座振替で納付している方	口座振替廃止届書の提出		2階 納税課 (0566-62-1007)	○
障害福祉	心身障害者医療費の助成を受けている方	受給者証の返還手続き	心身障害者医療費受給者証	1階 国保年金課 医療係 (0566-62-1207)	○
	精神障害者医療費の助成を受けている方	受給者証の返還手続き	精神障害者医療費受給者証 または 精神障害者医療費受給者認定書		○
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方	手帳返還届手続き 扶助料喪失の手続き	・該当の手帳 ・同一生計の方の預金通帳	2階 福祉総務課 障害給付係 普及支援係 (0566-62-1208)	○
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還届手続き	自立支援医療受給者証	2階 福祉総務課 障害企画係 障害給付係 (0566-62-1208)	○
	在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届または資格消滅届	同一生計の方の預金通帳		○
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	障害福祉サービス受給者証の返還手続き	障害福祉サービス受給者証		○
	障害児通所支援を受けている方	通所受給者証の返還手続き	該当の通所受給者証		○

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	支所※
障害福祉	地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	地域生活支援事業受給者証の返還手続き	地域生活支援事業受給者証	2階 福祉総務課 障害企画係 (0566-62-1208)	○
	難病疾患見舞金を受給している方	見舞金喪失の手続き	同一生計の方の預金通帳	2階 福祉総務課 普及支援係 (0566-62-1208)	○
	福祉タクシー料金助成利用券をお持ちの方	福祉タクシー料金助成利用券返還手続き	福祉タクシー料金助成利用券		○
保険	国民健康保険に加入している方 または 国民健康保険に加入している方のいる世帯主の場合	資格喪失手続き	○国民健康保険に加入している方の場合	1階 国保年金課 国民健康保険係 (0566-62-1206)	○
		資格確認書および各種認定証返還手続き	・亡くなられた方の資格確認書 ・亡くなられた方の各種認定証 ・手続きする方の本人確認できるもの ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状などから1点)		
		葬祭費支給申請	○国民健康保険に加入している方のいる世帯主の場合		
	送付先申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している資格確認書の記載事項変更	・国民健康保険加入者の資格確認書 ・国民健康保険加入者の各種認定証 ・手続きする方の本人確認できるもの			
後期高齢者医療に加入している方	資格確認書返還手続き	・亡くなられた方の資格確認書 ・亡くなられた方の後期高齢者医療特定疾病療養受療証	1階 国保年金課 医療係 (0566-62-1207)	○	
	葬祭費支給申請	・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状などから1点) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座)			
年金	年金事務所等での必要な手続きの有無を確認しますので、ご相談ください。			1階 国保年金課 国民年金係 (0566-62-1011)	○
子育て	子ども医療費の助成を受けている子ども	受給者証の返還手続き	亡くなられた子どもの子ども医療費受給者証	1階 国保年金課 医療係 (0566-62-1207)	○
	子ども医療費の助成を受けている子どもの保護者	受給者の変更 振込口座の変更	・保護者等の振込先口座がわかるもの ・加入している保険が変更になる場合、子どもの新しい健康保険情報がわかるもの(資格確認書など) ・子どものマイナンバーのわかるもの ・子ども医療費受給者証		○
	母子家庭等医療費の助成を受けている方	受給者証の返還手続き	母子家庭等医療費受給者証		○
子育て	児童手当支給対象の児童	受給事由消滅 または 減額改定		2階 子育て推進課 児童福祉係 (0566-62-1061)	○
	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	・支給対象児童の預金通帳 ・亡くなられた方の配偶者の預金通帳 ・亡くなられた方の配偶者のマイナンバーのわかるもの ・亡くなられた方の配偶者(3歳未満の児童を養育している方)の健康保険の資格がわかるもの、次の中からいずれか1つ ・マイナポータル画面(医療保険者の資格情報画面)を印刷したもの ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ		

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	支所※
子育て	児童扶養手当・遺児手当支給対象の児童	資格喪失 または 額改定(減額)	資格喪失の場合は児童扶養手当証書	2階 子育て推進課 児童福祉係 (0566-62-1061)	○
	児童扶養手当・遺児手当を受給している方	死亡届兼未払手当請求 新規認定請求	状況により異なります。担当課へご確認ください。		
	認可保育園・公立幼稚園在園児の保護者の方 または 幼児教育・保育無償化対象児の保護者の方	支給認定変更の手続き 施設等利用給付認定変更の手続き	右記にお問い合わせください。	2階 子ども課 管理係 (0566-62-1014)	×
上下水道	水道メーターの所有者	水道メーターの名義変更	右記にお問い合わせください。	5階 水道料金窓口 (0566-62-1027)	×
	上下水道料金の支払者	上下水道料金の名義変更	右記にお問い合わせください。		
	井戸水の利用者	井戸水利用者の人数変更	右記にお問い合わせください。	5階 下水道課 (0566-62-1029)	×
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に居住を希望する入居者	市営住宅入居承認	名義変更手続きが必要です。右記にお問い合わせください。	6階 建築課 (0566-62-1021)	○
	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	市営住宅返還手続き	退去手続きとお部屋の退去検査が必要です。右記にお問い合わせください。		
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	市営住宅入居世帯員異動手続き	異動手続きが必要です。右記にお問い合わせください。		
その他	印鑑登録をされている方	印鑑登録は自動的に抹消されるため、手続き不要です。 印鑑登録証(カード)は裁断して破棄してください。		1階 市民課 市民係 (0566-62-1009)	—
	マイナンバーカードをお持ちの方	返却する必要はありません。 相続や納税、死亡保険金の支払い等において個人番号(マイナンバー)の提示が求められる場合があるので、しばらくの間保管しておいて、必要がなくなったら裁断して破棄してください。		1階 市民課 マイナンバー交付係 (0566-95-0009)	—
	世帯主の方	世帯主変更の手続き	【同一世帯の方】 ・手続きされる方の本人確認書類 【代理人の方】 ・手続きされる方の本人確認書類 ・委任状	1階 市民課 (0566-62-1009) 富士松支所 (0566-36-1111)	支所 で可
	指定文化財の所有者の方	所有者変更の手続き	文化財指定書	歴史博物館 (0566-63-6100)	×
	市内の農地を相続した方	農地の権利相続の手続き	右記にお問い合わせください。	3階 農政課 (0566-62-1015)	×
	市内の地域森林計画に該当する山林を相続した方	森林の土地所有者の変更手続き	・森林の土地の所有者届出書 ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面		
	くみ取り式トイレを利用されている方	し尿くみ取りの変更・廃止手続き	右記にお問い合わせください。	清掃センター ごみ減量推進課 (0566-21-1705)	×
	市内の生産緑地を相続し、土地活用を検討している方	生産緑地の買取り申出手続き	右記にお問い合わせください。	6階 まちづくり推進課 (0566-62-1022)	×

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	支所※
その他	コミュニティバス「かりまる」の無料乗車券をお持ちの方	無料乗車券の破棄 または窓口への返却	コミュニティバス「かりまる」の無料乗車券	6階 都市交通課 (0566-95-0004)	×
	区画整理施行中の地区(小垣江駅東部・野田北部)に保留地を所有している方	保留地権利譲渡承認手続き	右記にお問い合わせください。	6階 市街地整備課 区画整理業務係 (0566-62-1025)	×
	貸出券を作成している方	貸出券の廃止	右記にお問い合わせください。貸出中の資料がないか確認後、廃止の手続きをご案内します。	中央図書館 (0566-25-6000)	×

支所※ (最右欄) ○印がついているものは、富士松支所でオンライン手続きができます。パソコンの操作などは支所職員がサポートします。内容によっては、市役所での手続きとなる場合があります。

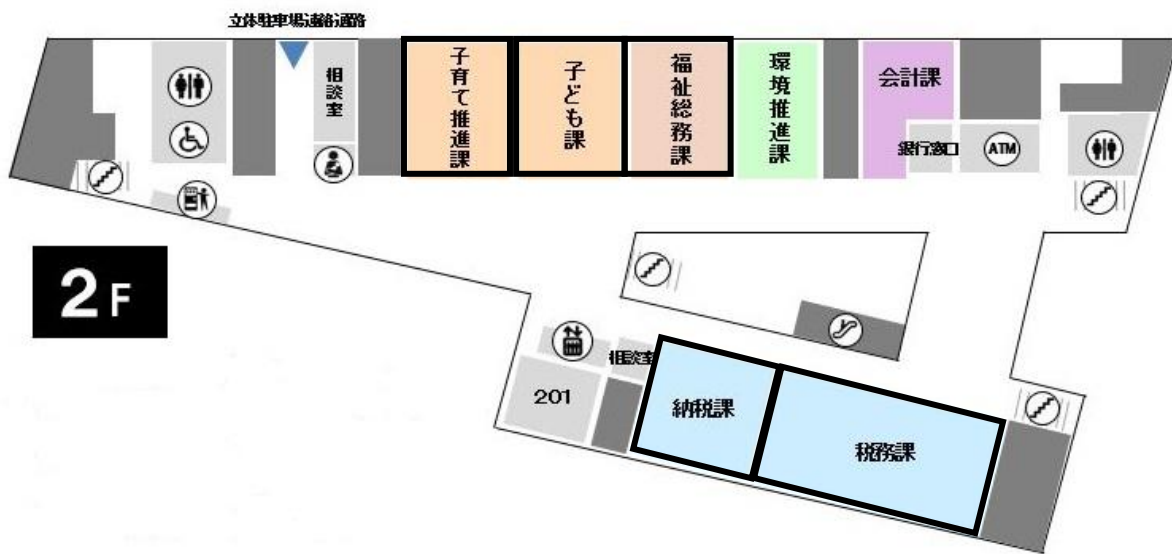
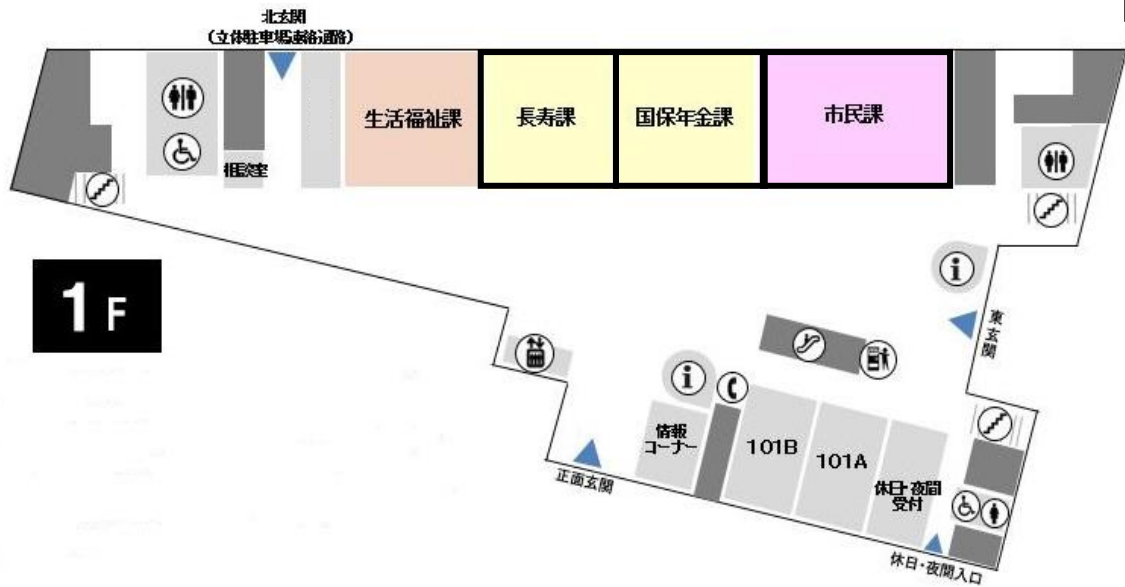
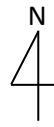
お知らせ	<p>☆おくやみ窓口のご案内☆ 身近な方が亡くなった際には様々な手続きが必要となります。 死亡届提出後の複数課にわたる市役所での手続きが円滑にできるようお手伝いします。 連絡先 刈谷市役所 1階 市民課 おくやみ窓口 TEL 0566-93-5194</p>	 <p>刈谷市ホームページ▲ 「おくやみ窓口」</p>
	<p>☆ブラジル人市民の方へ☆ ポルトガル語によるおくやみ手続きに関する動画を紹介しします。 連絡先 刈谷市役所 3階 市民協働課 地域支援係 ☆Aos moradores brasileiros☆ apresentamos o vídeo em português explicando a respeito dos trâmites em casos de falecimento. Entre em contato com a Divisão de Colaboração ao Cidadão 3F da Prefeitura de Kariya TEL 0566-95-0002</p>	 <p>ブラジル人コミュニティ「oasis Brasil」が作成した動画▲ Vídeo criado pela comunidade brasileira 'Oasis Brasil'</p>
	<p>☆市民相談☆ 様々な問題で悩んだり困ったりしたときは、市民相談をご利用ください。 相談員が解決の手がかりや方法について助言をします。相談は無料、秘密は厳守します。 連絡先 刈谷市役所 3階 暮らし安心課 市民相談係 TEL 0566-62-1058</p>	 <p>刈谷市ホームページ▲ 「市民相談」</p>
	<p>☆つらい気持ちが続く場合は相談してください☆ 大切な人をなくされたとき、こころやからだ、行動に様々な変化をもたらします。 つらい気持ちが続くときには、ひとりで抱え込まず、ご相談ください。 連絡先 刈谷市保健センター 健康推進課 健康増進係 TEL 0566-23-9559</p>	 <p>刈谷市ホームページ▲ 「大切な人をなくされたあなたへ」</p>
	<p>☆遺品を整理、処分される方へお願いします☆ 遺品を整理するなかで、下記の物が見つかった場合、処分される前に歴史博物館へご一報ください。 刈谷市民の貴重な資料となる可能性があります。聴き取りをさせていただき、内容によっては調査に伺います。 ・古文書…墨で書かれた手紙や日記など ・古写真・映像テープ…刈谷の風景が記録されているもの 連絡先 刈谷市歴史博物館 TEL 0566-63-6100</p>	

市役所以外での主な手続き

※ 下記の手続きは、一般的なものを想定しています。すべての方に該当するものではありませんのでご承知ください。
 ※ 下記の手続きには、市役所で発行する書類(住民票・戸籍・税関係証明書等)が必要な場合があります。円滑に手続きを進めるために、必要書類等についてあらかじめ問い合わせ先にご確認ください。

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
	介護事業所	利用料の精算	利用していた介護事業所
	生命保険	死亡保険金の請求	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座の凍結/解除	各金融機関
	自筆証書遺言書保管制度	証明書の請求	名古屋法務局 刈谷支局 電話0566-21-0086(自動音声案内) ※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。 ※手続案内等は予約制です。 詳細は法務局のホームページで確認してください。
	法定相続情報証明制度	法定相続情報一覧図の交付	
	不動産登記	土地・家屋等の相続登記	
	国税	所得税(準確定申告) 相続税	刈谷税務署 電話0566-21-6211(自動音声案内) ※申告・納付の期限をご確認ください。 ※面接相談は予約制です。 詳細は税務署のホームページで確認してください。
	遺言書の検認 相続放棄 遺産分割調停	遺言書の検認 相続放棄 遺産分割調停	名古屋家庭裁判所 岡崎支局 電話0564-51-8972 ※相続放棄は期限にご注意ください。 詳細は家庭裁判所のホームページで確認してください。
	各種免許	返還	返還が必要な場合があります。 それぞれ交付元等に確認してください。 ※運転免許証についてはご家族に返納義務はありません。 詳細は愛知県警察のホームページで確認してください。
	クレジットカード 固定電話・携帯電話 インターネット 電気・ガス	解約 契約の継承 名義変更	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHK(NHKふれあいセンター(営業)) ナビダイヤル:0570-077-077(自動音声案内) フリーダイヤル:0120-151515(自動音声案内)
	株式	名義変更	各証券会社
	国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所 証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車 (軽四輪・軽三輪 660cc以下のもの)	名義変更	軽自動車検査協会 愛知県主管事務所三河支所 電話050-3816-1772(自動音声案内)
	普通自動車・軽自動車 (軽二輪・二輪 125ccを超えるもの)	名義変更	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 電話050-5540-2047(自動音声案内)

【刈谷市役所 1、2階フロアマップ】



- 農政課・・・3階
- 水道課、水道料金窓口・・・5階
- 建築課、まちづくり推進課、都市交通課、市街地整備課・・・6階

委任状

令和 年 月 日

刈谷市長

愛知県後期高齢者医療広域連合長

◆ 委任者

住所 建物名・部屋番号	
ふりがな 氏名	ⓐ ※自署又は記名押印
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
電話番号	自宅 携帯 その他 () - -

切り取り

◆ 代理人（手続きに来る人）

住所 建物名・部屋番号	
ふりがな 氏名	委任者から見た続柄 ()
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日

◆ 下記の事項を委任します。（☑を付けてください。世帯主変更の場合は新世帯主を記載してください。）

- 住民異動届（世帯主変更） 新世帯主
- 国民健康保険に関する手続き
- 後期高齢者医療に関する手続き （ 葬祭費の 申請 ・ 受領 ）
- その他 ()

（窓口記載欄 本人確認： 免許 パス 在留 マイナ 手帳 保険 年金 診察 クレ キャ 通帳 ）
原本保管 市民課 国保年金課（国民健康保険係） 国保年金課（医療係） ()

◆ご注意いただきたいこと

- ・ 手続きを代理の方が行う際に、委任状が必要となる場合があります。
例：世帯主変更の届出を、同一世帯員以外の方が行うとき
葬祭費の申請を、喪主以外の方が行うとき
- ・ 委任状が複数必要なとき(委任者又は受任者が違う 等)は、表面の様式をコピーして利用するか、白紙等に同じ項目を記入して作成してください。
- ・ 委任状は、委任する本人がすべて記入してください。
- ・ 委任者が自署されない場合は、記名のうえ押印してください。
- ・ 鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。
- ・ 代理人は、委任状と、代理人の本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。